

2018年度 NO. 4 2018. 11. 30

目 次

1. 学習会「小島養殖への2億円の不当利益許容の府改革」報告

小島養殖に有利な「排出者負担制度」は平成31年度から始まる。果たしてこれに従わなければ、排出者は？収集運搬業者は？罰せられるのだろうか？この点に誰しも疑問がわく制度改革だが、この疑問を明らかにする学習会だった。概要を報告する。

2. 廃棄物処理からリサイクル優先へ

廃棄物処理法を改善しよう（その1）

魚アラ処理は事業系一廃なのに、収集運搬もリサイクルも民間業者が担っているという特殊な事業形態になっている。これは現行の廃棄物処理法の枠を超えている。

3. コラム アイヌ語の不思議 14 「那須」と「茄子」

大阪府枚方市に「茄子作」という地名があるそうです。なんと読むかご存じですか？」

今回は、栃木県の「那須」との共通項を探ります。

4. 市民活動の現場で考える（2） 東北支援活動から

東日本大震災というと、恐ろしい津波がすさまじい勢いで陸に襲い掛かる映像を思い出す方もおられるだろう。会員の阪野さんから、震災直後に気仙沼に入り、高校生らのボランティア活動のまとめ役をした体験談が届いた。被災した方々を励ますのに模範解答はない。そこに集まった人と関わって行くとおのずと「つながりの輪」ができることがわかる。そんな貴重な実践報告です。

学習会「小島養殖への2億円の不当利益許容の府改革」報告

平成30年度当会通信NO1～NO3において、大阪府魚腸骨処理対策協議会（以下、協議会）が決定した魚アラ「排出者負担制度」の諸問題について報告してきました。現在は協議会が作成した「排出者負担制度」の説明用リーフレット配布がほぼ終了、排出者・収集運搬業者・小島養殖漁業生産組合（以下、小島養殖）との三者契約締結事務を進める段階になっています。しかし、排出事業者からは多くの疑問や不満が上がっているため協議会が考えたスケジュール通りには進んでいません。

1 1月29日（木）ホテルアウィーナ大阪（大阪市）にて開催した学習会の内容を報告します。



平日にもかかわらず多数のご参加があり、充実した学習会となりました。遠くは広島県、愛知県からのご出席もありました。全市町村と協議会事務局へも出席依頼をしましたが出席頂けませんでした。

○ 排出者負担制度導入の経過報告等（報告）要旨

1、協議会は平成21年度に、排出者負担について検討（魚あら処理に係る今後のあり方について）を行っています。しかし、

排出者負担制度決定は先送りになり「今後の負担金の停止」が平成24年度に決定されました。平成31年度実施の「排出者負担制度」は当時の会議内容をそのまま踏襲しており、魚粉製品単価は高騰し排出者は還元金をもらって当然の時代に変化しているのに、協議会が負担金を支払わないための「排出者負担制度」を決定しました。

2、小島養殖への搬入量の減少の原因は、大阪府田尻町に設置された違法な積替・保管施設が大きなきっかけとなりました。この施設は平成30年9月には撤去されていますが、新たに奈良県橿原市に新たな冷凍冷蔵庫が設置されています。写真の施設には奈良県内を始め他府県の魚アラが積替・保管されています。しかし、保管の基準として必要な塀がありません。尼崎市はこの施設への搬入を認め「一般廃棄物再生輸送業指定証」を本年5月に交付しました。また、橿原市も実質的に設置を容認し知らぬ顔を決め込んでいるのです。



奈良県橿原市竹田町に設置の施設

3、貝塚市と岸和田市は「一般廃棄物処理基本計画 平成30年3月」で「鮮魚店やスーパー等から出る魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島養殖事業生産組合にて資源化を図る」と記述しました。貝塚市には、「くら寿司貝塚センター」という水産加工場があります。「くら寿司」は独自の取り組みとして徳島県の民間魚粉製造施設で資源化を行っていますが、貝塚市に問い合わせしたところ「搬入先が小島養殖ではないので違法です。」との答えでした。両市は基本計画への記述の有無と違法性は無関係なのに、協議会からの依頼を受けて処理先を小島養殖に限定した記述を基本計画に書いてしまったのです。

協議会は全市町村に対して同様の内容を記載するように求めています、両市以外に基本計画にこのような記述をした市町はありません。

○小島養殖への2億円の不当利益許容の府改革（講演）要旨

1、大阪府では魚アラを事業系一般廃棄物として位置付けている。

協議会が出来るまでは、収集運搬業者は一般廃棄物の収集運搬許可をもらえませんでした。しかし、協議会が発足してから、まず大阪市が指定制度を作ってくれ魚アラ収集運搬業者は排出者から収集運搬料金をもらえるようになりました。指定の要件は施行規則にきちんと記載されています。

***廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則から（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない）**

第二条の二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者。

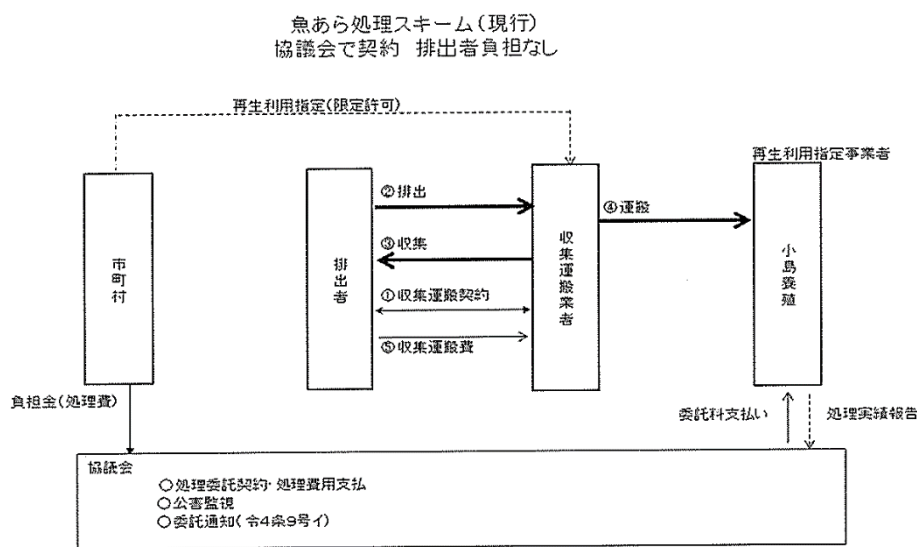
大阪市の作った規則は府内市町村に広まり、殆どの市町村は「再生利用指定制度」の規則を作るようになりました。大阪府内の小さな街の鮮魚店に至るまで魚粉としてリサイクルされるようになったことは全国にも誇れる仕組みでした。

2、平成20年度以降、小島養殖への委託金額は“0円”となる。

これは魚粉飼料が高騰していった社会の情勢の変化によるもので小島養殖の経営努力があったからではありませんでした。行政からの負担金がなくなって以降、今後予想される負担金を支払わない仕組みとして排出者負担制度が協議会で議論されるようになったのです。

3、現行制度の4つの問題点

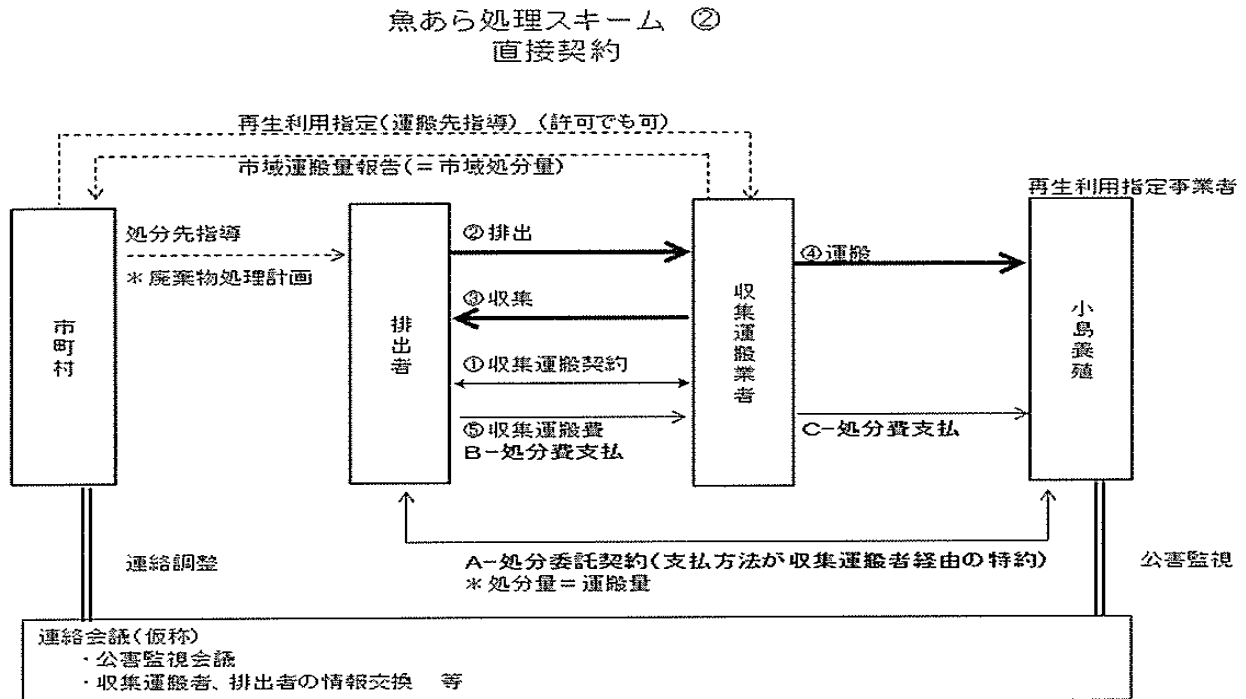
- ① 排出者が処理業者と契約を結んでいない。
- ② 収集運搬業者と処理業者の契約もなく、処理業者が「収集奨励金」を支払うといういびつな関係になっている。
- ③ 市町村が収集料金の上限と、処理料金を決めていない。
- ④ 再生産物の魚粉の値段が高騰し、排出者に還元金を返せる時代になっているのに改善されていない。



現行の魚アラ処理スキームでは、魚粉飼料の高騰といった社会情勢の変化や一般廃棄物に係る法的な整備が整ったことへの対応がなされませんでした。4つの問題点としてまとめた内容は修正されず「排出者負担」という新たな処理スキームへと議論が進んで行きました。

4、改訂計画の4つの疑問点

- ① 排出者は小島養殖と契約しなければならないと誤解させている
- ② 市町村が収集料金の上限と、処理料金を決めることは必須要件なのに触れていない。
- ③ 小島養殖の経営実態を把握して処理料金を決めているのに、還元金について触れていない。
- ④ 現行のいびつな三者の契約を整理する責任を果たそうとしていない。



「排出者負担」スキームは一見ただけでは、どこが問題なのかよくわかりませんが、排出者は法的には小島養殖への搬入義務は無いところがポイントです。各市町村担当者は「排出者負担制度に変わりますが、来年度についての負担金は0円です」との説明を行っています。しかし、法をよく勉強しているあるスーパーは「これは法律ですか？義務ですか？協力ですか？」、「府外の処理を選んだ場合は罰則があるのですか？」と尋ねたところ「協力依頼です。」と回答したとのこと。

5、まとめ

- ◎ 排出者は小島養殖以外の法を遵守している積替保管基地に搬入しても合法的である。
- ◎ 三者契約は排出者が運搬業者と再生利用業者の三者で結ばれる契約。
- ◎ 関与する行政は、排出業者が立地する市町村、及び積替保管基地がある市町村、再生利用工場がある市町村の3市町村である。
- ◎ 市町村は事業系一般廃棄物と同様、収集運搬料金の上限、及び処理料金を示すこと。
- ◎ 相談するところは魚アラシステムの管理に詳しい市町村に限る必要がある。
- ◎ 詳しくない市町村と話し合う必要が出てきた場合、当会に相談してもらいたい。

○当日排出者の参加はありませんでしたが、排出者がごみの管理を委託しているビルメン業者さんが“代理”で出席してくれました。三者契約の主人公は排出者なのに、彼らが法の趣旨を理解しようとせず、代理に“丸投げ”することは国の要綱で不当とされています。排出者は本学習会で指摘した事項を真摯に取り組んでもらいたいと思います。

*学習会当日の資料が必要な方はお気軽にお問い合わせください。

(杉本 照夫記)

廃棄物処理からリサイクル優先へ廃棄物処理法を改善しよう（その1） 学習会「小島養殖への2億円の不当利益許容の府改革」を終えて

クロネコヤマトの運賃4円/kg VS. 事業系一廃18円/kg！

20年ぶりに当会主催の「小島養殖への2億円の不当利益許容の府改革」と題する学習会を開きました。最も大きく様変わりしたのは市民の参加は当会メンバーのみで、大半は魚アラ収集業者、魚粉製造業者、スーパー等の一般廃棄物を管理する管理業者さんでした。市民と違い仕事としてリサイクルに携わっている方なので、厳しい現実社会での生き残り方をたくさん学べました。

最も驚いたのは、廃棄物収集運搬業界の方が、有価物を収集運搬している業界よりも“法の保護がある”と教えられたことです。有価物収集運搬業の代表はクロネコヤマトですが、もらえる運賃は4円/kg程度で、大型トラックで10t運んで4万円、月25日仕事があっても百万円にしかない。運転手に支払えるお金が安すぎるので人手不足になっているのだそうです。

大阪市の事業系一廃の収集運搬料金の上限は18円/kgですが、4円だったら2トン車での業は成り立ちません。

こんな実態はマスコミで報道されることはないし、私達は有価物についても、廃棄物についても“安ければよい”ので、有価物はその努力をする事業者、廃棄物はタダの行政を選んできたからです。ところが魚アラは事業系一廃なのに、収集運搬もリサイクルも全て民間業者が担っているという特殊な事業形態になっていたのです、これらの料金について無頓着になっていたのです。

次に印象深かったのは、魚粉製造業は装置産業なので、設備能力いっぱい魚アラを集めないとコスト高になる。小島養殖は120t/日の能力があるのですが、現在は1/3の40t。殿様商売で、原料の魚アラを集めるための営業努力をしないからとのこと。他所は排出者に儲けの一部を還元したり、収集運搬業者に収集奨励金を支払ってまで原料集めをする時代になっているとのこと。

私は小島養殖が支払っている「収集奨励金」は排出者が運賃をケチっているからだと思っていましたが、観点を変わると小島養殖は「原料を欲しいから支払っていたことになる」と知って目からウロコでした、なのに小島養殖は大阪府が魚アラは事業系一廃だから運賃は排出者が払うべきであると言ったのを逆手にとって来年4月からこれを0円にする、即ち原料はもう“いらぬ”と言っているのと同じです。

事業者責任を徹底するという廃棄物処理法を魚アラにも適用しようとする、収集運搬業者もリサイクル業者も反って困ることになるのは、魚アラの付加価値がプラスチックや廃木材と違い著しく高く、処理費3億円で2万トン/年処理すると売上高は2倍の6億円にもなるのです。心あるリサイクル業者は、この一部を排出者や収集運搬業者に還元して原料をより多く集める時代になっているのです。ところが現在の廃棄物処理法はこの企業努力を評価する仕組みになっていません。それで次号からそれに応える仕組みを一緒に考えていきたいと思っています。

(森住 明弘記)

私の先輩に枚方市の「茄子作」にお住まいの方がおられます。この「茄子作」の地名の由来について『角川地名大辞典』で調べてみますと、「古くから茄子の名産地であったためともいうが（旧枚方市史）、不詳」と書かれています。この書き方は少し歯切れが悪いです。

ところでアイヌ語地名を調べる者にとって、「ツクリ」を見ると、反射的に、「tukuri:〇〇の手前」と考え、そしてなんの手前だろうかと考えさせられます。

そもそも「ナス」はいったい、何だろうかと考えましたが解けません。そうしたとき、NHKの「ブラタモリ」という人気番組がヒントを与えてくれました。番組は栃木県北部にある「那須」の企画でした。それによると那須の扇状地は日本一の規模で、那須山系から流れ落ちて来たゴロタ石が一杯の所で、30 ㍍に及び厚さもある礫層をなして、そこに川の水が吸い取られて川の水が消え、その後、下流で湧水となって現れてくるらしいです。

この地形から那須をアイヌ語で解すると、「nay-sum:川が・しおれる/なえる」ではないかと思われれます。那須は水の流れを見て名付けられた地名のようです。

それでは枚方市の茄子作の周辺に、川の水が減少する、そういう所があるか、ということになります。丘陵にある茄子作は洪水に強い地理的条件にあり、弥生後期からの遺跡があります。茄子作の北側に天野川が流れています。

この天野川は、かつて淀川に至るまで川原が続き、交野ヶ原と呼ばれて平安貴族が狩猟や桜狩や遊覧で来ていたところです。江戸時代にこの地に来た貝原益軒は、『諸州めぐり 南遊紀行』という本で、以下のように書いています（現代文に直しました）。

「天野川の源は、生駒山の北より流れ出て、田原という谷を通り、岩船に行き、^{きさいち}私市」村の南を経て、枚方町の北へ出て淀川に入る。獅子窟山より天野川を見下ろすと、川は東西にまっすぐに流れ、砂川となって水は少なく、川原は白く、広く、長く、あたかも天上の銀河の形のような。それでこの川は、天の川と名付けられたのだろう。私もいろいろな諸藩の川を見てきたが、この川のように白砂が広く真っ直ぐで、数里も長く続いているところを見たことがない。」

茄子作の北辺は広大な砂原で、川の水が吸い込まれる地であったように思われます。

同じ「茄子」地名を調べようと、奈良県の十津川街道から少し東に入ったところにある「茄子原」にも行きました。両側から山が迫る川沿いのところで砂原ではなく、巨石群が川の中に鎮座していました。そこから上流と下流に行きましたが、巨石群は見受けられません。おそらく茄子原では、山の両側からの落石か、川床の部分に岩層があるという条件があったのかもしれませんが、我田を引けば、かつては大石によって川の水が見えなくなる、という条件のところだったと思われれます。茄子原の解は、「nay-sum-para-i:川が・濁む・広い・所」と思われれます。だいぶ格闘させていただきましたが、運よく解けたかも知れません。

東北支援活動から

阪野 修

① 震災3日後の1本の電話から

「家族が被災した。帰省するが家族のこととともに、気仙沼と大阪をつなぐパイプ役になれないか」と。彼女とは大阪市大大学院創造都市研究科（社会人大学院）の同期で、早急に「共生社会東日本地震被災者救援・支援の会」を設立。事務局を担う私も4月中旬に気仙沼へ。その直前に「5月連休に高校生がバス1台で行く。現地のマネジメントよろしく」という難儀な使命も抱える。

津波の被害は、阪神大震災とまた違った。言葉が出なかった。気仙沼湾が真っ赤に燃え上がる映像は鮮明に覚えており、「なんで海が燃えるのか」の疑問は即理解した。奥深い湾だからこそ世界有数の漁港は、周辺には漁船用の重油タンクが乱立。このタンクが津波で浮き上がり横転、重油が流失しプロパンガスの爆発で燃え広がった。翌日には全国から消防車が集結したことに被災者たちは「孤立していない」と実感し嬉しかったとのこと。

ボランティア活動の拠点は、湾の入り口に位置する有人離島・大島。離島だから災害復旧本部は設置されず、島内の若者たちが、復旧作業・ボランティア受け入れなどを担う「おばか隊」を直後に組織した。米軍の“お友達作戦”が展開された島でもある。

「支援する会」は、被災地との双方向な支援・関係性を目指した。国の補助金「新しい公共」を受託し、ボランティア派遣を8回289名、気仙沼からゲストを招聘してのシンポジウム等を15回。高校生を3回60人招待しての若者交流にも協力。経済支援で東北物産品を郵便局で販売し、牡蠣オーナー制度を全面的に応援。最後にパンフ「2年間のあゆみ」を発行し、それぞれの活動の継続は、関わる人たちの責任とし支援の会は解散した。

② 今も町内会と連携

5月3日。17時間かけて避難所に到着した高校生たち。すると、被災したおばあちゃんが涙を流しながら「遠いところよう来てくれてありがとう」と握手をして回る。「ありがとう」との言葉をほとんど受けない今どきの高校生にとって、「何をしに来たのか」と自問しながらボランティアの意義を実感し、成長する瞬間だった。

避難所掃除、公園の泥掻きなどの後、気仙沼高校をアポなし訪問。高校生だけの交流で走り廻ったり恋愛話も。その合間に、被災の体験をポツリと話す。「悲惨な体験は他人に話した方が良い」とはよく言われるが、周りの多くの人も厳しい被災を体験しており「もう言わんといて」となっていたようだ。「大阪の高校生は私の話を聞きながら必死に聞いてくれた。初めて苦しい胸の内をしゃべれた」と、後日聞いた。

震災直後に高校生の集団を東北に派遣するには、様々な知恵が必要だった。「余震が激しい。ケガの補償？」となり高校は主催者にはならない。周辺で活動するNPOと高校関係者等で任意団体「ガンバロウ！つばさネットワーク」を設立し、「ケガの補償はできない。保険は各自で加入」を条件に主催団体に。「支援の会」も合流し、現地でのボランティア活動、食事、宿泊場所確保、緊急時対応等を引き受けた。

高校生たちの交流は今も続いており、春は気仙沼の2高校の野球部が来阪し親善試合、今夏も大阪の数校からバスツアーでボランティア・被災地を視察、交流。街頭カンパ活動を繰り返し、各種

の助成金も活用する。最大の課題は大阪での宿泊費となり、高校周辺の町内会がホームステイを引き受ける。ホームステイ宅までの道案内を大阪の高校生が担い、道中が若者たちの交流の場。高校と周辺の町内会との協働事例は特筆すべきことであろう。北摂つばさ高校周辺では、春の風物詩になりつつある。

③ ソフトボランティア隊が被災地に行く！

瓦礫撤去の真最中の7月に、「体力に自信がないが、今できることで被災地を応援しよう」と計画し、9月から3回のツアー。「コーヒーを立てるだけ」の女性、「マッサージならまかせて」の視覚障がい者、「読み聞かせはOK」の保育士、「大阪はたこ焼きや」と主婦。将棋持参のおじさんにギター片手の若者、「やっぱり瓦礫撤去や」と元気者。支援者の勝手な都合だが、被災者のボランティアのおかげで旨く実践できた。

そのヒントを被災者から頂いた。6月のシンポジウムで「大阪に期待するものは」と尋ねたら、即答で「笑い」。ゲストは障がい者の自立支援を担うNPO法人理事長であり、津波の被害を受けながらも被災者・支援者が集うコミュニティカフェを開設した。その時、大阪の若手芸人をつかまえて落語会を。60人位の被災者は大笑いしながら、「私らも笑ってもエエのんやねえ」と大泣きになったとか。「被災者は、自分で自分を励ますきっかけを求めています」と聞いたとき、落語が将棋や絵本の読み聞かせでも良いと気づいた。そして、帰りの車中で、マッサージで被災者と接した支援学校の高校生が、「ボランティアと言えやってもらう方だったが、やる方で嬉しかった」との言葉は印象的だった。

④ 牡蠣のオーナー制度を支えて

若手の牡蠣養殖業者が前述のおばか隊の中心メンバーだった。震災前から産直活動に取り組む彼は、1年後から養殖業の再建をはじめ、オーナー制度を提案した。ボランティア体験者が主に応え、今は生活・事業の再建への目途が立ってきたようだ。

養殖業の風景は初めて知り得た。震災前から生産者の高齢化に伴い出荷量は減少傾向。他方、販売方法で工夫すれば売り上げ増であった。震災後も継続する人は70%に。30代はごくわずかに。他方、海面に余裕が出来、付加価値の高い独自ブランドの収穫に繋がっているようだ。震災後、新自由主義的な漁協協同組合つぶしの策動もあるが、養殖業は協同組合が持つ高度な調整力による海面の区分けがあればこそ成り立つ業界である。参入企業もその区割り調整に従うしかなく、資本力で利用海面を勝手に広めることはできない。養殖業は「海・山・川の保全と一体となった地域の共有財産」との理解が必要だ。

⑤ 人と人の関係性

気仙沼集中支援だったが、被災者とのちょっとした会話からその時々の変化を聴くことも出来た。4月「こんな汚い町になったが必ずきれいにします、また来てください」と。あまりの悲惨な状況を受け止めきれないように感じた。9月「津波があっちとこっちから来て島が3分割に。火事も山のでっぺんまで。プールの水を飲料水にした」と、地域の被災状況を聴く。11月「津波に襲われて首まで浸かったが助かった」と、自らの辛い体験を話された。話の内容がだんだん具体的で身近なものとなり、被災者は悲しみを抱えながらも『震災語り部』として私たちに向き合ってくれた。